

第十三回
国会

参議院大蔵・通商産業連合委員会會議録第四号

昭和二十七年六月十三日(金曜日)午前
十一時五十四分開会

出席者は左の通り。

大蔵委員

理事

委員

通商産業委員

理事

委員

政府委員
大蔵省管財局長
事務局側

常任委員
会専門員

平沼彌太郎君

大矢半次郎君

伊藤 保平君

野村 勝君

黒田 英雄君

溝淵 春次君

小林 政夫君

森 八三三君

江田 三郎君

下條 恭兵君

竹中 七郎君

小林 英三君

松本 昇君

結城 安次君

栗山 良夫君

中川 以良君

山本 米治君

島 清君

小松 正雄君

境野 清雄君

内田 常雄君

木村常次郎君

三十三台、それからすでに一時使用の許可を

常任委員 小田 正義君
会専門員 小田橋貞壽君

説明員

大蔵省管財局長 木村 三男君

本日国会に付した事件

○国府財産特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(平沼彌太郎君) それでは第三回の大蔵、通商産業連合委員会を開会いたします。

○国府財産特別措置法案について質疑を行います。

○栗山良夫君 私前に旧軍用機械並びに器具の現況についての資料を求めてありましたが、これについて一つ御説明を頂きたいと思ひます。

○説明員(木村三男君) 旧軍用機械及び器具現況調につきましては、一枚の表になつております。そこで機械の種類並びに処分についての、ストラップ化するとか、或いは又すでに一時使用許可になつておるとかという区分がありすが、全体について申し上げますと、現在の總合数が二十五万二千五百一台でございます。そこでそれを今申しましたように区分して参りますと、先ずストラップ化する以外に利用の方

法がなからうというものが四万二千二百三十三台、それからすでに一時使用の許可をしているもの、これが六万四千七百四十台、それから駐留軍の用に供し

てゐるもの、これが一万五千八百九十

七台、それから国府財産の処分当り

まして包括的に転用する、或る施設を

包括的に転用する場合にその中に入つ

ております機械器具、それを施設と一

体として処理する中に入るもの、これ

が三万三千八百八十八台、それから特殊機械等

で、例えば外国製品のものであつて、

非常に性能が高いというふうなわけ

で、一般の中小企業で使つておる機械

とちよつと違つておるといふような機

械、これが六千二百二十一台、それか

ら一応今のところ一時使用の許可をし

ておりますところの懸案中のものが二

万三千九百九十二台、それから所管管

の他用途の処理をしなければならん

じやないかと思はれるものが一万八千

九百三十三台、それを全部を差引きま

すといふと五万一千一百三十三台、これが

まだどこからも口もかかつておらない

し、引つかりがないという差引の計

が今申し上げましたように五万一千百十

三台であります。それで交換のほうと

結び付ける場合に考えなければならま

せんのは、この差引は勿論どこからも

今懸案中のものでありませんから、こ

れは無條件に交換可能のものである、

こに見えらるものであります。それからそ

こに分類にありまして、その(A)の欄、

ストラップ化する以外に利用価値のな

いといふようなもの、それからすでに

一時使用の許可をしておるけれども、

相手が中小企業者である、交換のほう

にやり得るやつもこの中から出て来

る。それから施設と一体となつて処理

することが適當と思はれるものが、こ

の中にも、これもやはり調査担当者の

主観的な判断でありますから、この中

からも出て来るであらう、特殊機械等

につきましてはその通りであります。

それから一時使用認可申請中のもの、

これはこういう申込があつたというも

のを平面的に並べたのでありまして、

更に眺めて参りますといふと、その処

分につきまして交換に廻し得るやつが

あるだらう、こういうふうな考えられ

ますが、表といたしましては御要求の

関係もありまして、こういうふう

な分類は分けて提出した次第であり

す。

○栗山良夫君 大体私がお尋ねしまし

た内容で作つて頂いたわけでありま

す。今御説明のありました中で二、三

伺います。その区分の(B)欄にある合計

が六万四千七百四十台になつておる

が、これは前回の答弁のときはたしか

五万四千台といふお話であつたと思

いますけれども、一万台違つたのはど

うわけでしょうか。

○説明員(木村三男君) 前回の資料に

載つておりますのは調査の時期が古い

のであります。昨年の六月三十日現在

となつております。その間やはり賠償

の指定は続いておりまして、一時使用

の認可といふ件数が賠償が解けるまで

はあつたわけでありまして、それが追加

あります。そういったしますと、この数

字は四月三十日現在で間違いないと私

は了解いたしますが、四月三十日以後

今日までに処分せられたものはないの

ですか。

○説明員(木村三男君) 四月三十日以

降につきましては、やはり国府財産処

分の事務といふものは、法制上はスト

ップすることができない。そこで實際

問題としましては、賠償指定以外の国

有機械がございます。そういうものに

つきましては、今のところ何もほかに

関係もなからうといふので、若干処分

をしておるようでありまして、これも

具体的な局別の数字などを直接本省で

やつておりませんので、手許にその資

料は揃つておりません。

○政府委員(内田常雄君) ちよつと私

から細かいことでありますが、説明員

の説明の補足を申上げておきます。

間違ひではありませんが、今説明員が

何台々々といふことで御説明をし、又

表もできておりますが、これは本當は

何台といふべきものではなしに、正確

には何項目といふことであります。つ

まり我々の言葉ではアイテムという言

葉を使つておりますが、内容を申上げ

ると、賠償の指定をした際に、一台一

台賠償指定の番号を貼り付けたのでは

なしに、一台ごとに賠償指定の番号を

貼り付けてあるものもございますけれ

ども、例えば具体的に申し上げますと、小

さいモーターとか、或る種の機械のご

ときは、同種のものを一まとめにし

て、それを一アイテムにして指定番号

を貼つてあります。従つて全体が二十五万二千五百台というのには必ずしも台数ではなしに、台数で言うともつと多い。詳しくは二十五万二千五百アイテム、こういうことであります。これは然らばアイテムの中に何台あるかという事は、今までの私どもの統計等の關係で用いておりませんために、現実に処分するときにそれ／＼分けたということでもあります。

それからもう一つのお尋ねがございました点で、四月三十日以後動いておるものがあるかということでありまして、これは説明員の説明の通りでありますけれども、実は私も非常に悩んでおるものであります。又皆さんのお耳にもすてに入つておると思ひますが、国有財産特別措置法というのは、一口に申すと非常に國民の便宜を図つた法律と申しますが、今までの財政法主義の、国有財産の処分はすべて財政法の型によつてやるのだという主義をむしろ変えまして、経済産業一本の形にして相當思い切つた財産の措置もやりまして、こういういわば非常に國民から歓迎されると申しますが、従来から陳情に應じる私はいは法律だと思ふのであります。そのためにまあ今度のこの中小企業等を狙いとする国有機械の交換、又他方において中小企業者の持つておる老朽機械のスクラップ化といふいわば大蔵省としてはとても発明できないような産業省的な政策をこれは通産省とも打合せておるのであります。従つて私はこれは主官局長としては是非この方策を遂行するようにということ、従来四月以降、或いは賠償指定は四月二十八日に外れたのでありますけれども

も、その前後における財務局等の会合におきまして、今度こういう法律を注意しておるから、中小企業用の交換に向けるものは勝手に処分するな、その方針を待つて処分するようにしたい、法律は恐らくこれは国会も御異存なく通過するであろうからということに申し出ておりますために、実は中ぶらりんになつて各地に問題が生じております。例へばここに或る機械が目に見えておる、それを一方の炭鉱業者が今度賠償指定が解除になつたら拂下げを受けたい、こういう申請がありまして、現地の当局は、本省では交換方式

というものを考えておつて、その具体的指示がないために今売ることになるのだ、指示が最終的に来るまで待つてもらいたい、こういうようなことでペンディングにしておるために、一面地方では物が動かないで困つておる面があるものであります。そのために四月三十日以後は殆んど機械は動いておりません。それから又従来は賠償指定でありましたために、一時使用というやうなことをさせました。賠償指定が外れた後は、これは一時使用というやうなことをやるべきではないので、原則として拂下げ、今度は交換ができますと交換をやりますけれども、拂下げといふことでやりますために、爾後は一時使用といふものは新らしくはないはずであります。従つて大体この表以後は動いておらん、ただこの表の備考にもありますように、これはまあこういう御要求によつて表を出しましたために、スクラップにするほかに使い途がないと思はれる数字とか、或いは土地建物等の施設も一括して処分するほうがいと思ふ機械のアイテムの数とかいふ

ものは、これは各財務局等における調査官の主観が相當入つておるといふことがありますために必ずしも文面では統一されておられません。これは将来洗つて行つた場合には増があるものと御承知願ひたい、かようなことが備考の三項にございます。ちよつとそれを申し上げておきます。

○栗山良夫君 その表のところが、そうしますと一時使用認可申請中のものというものは、交換になるのでございますか。全部切換えることができるかと了解してよろしいのでございますか。

○説明員(木村三男君) 一時使用認可中のものと申しますと、現在の形ではもう賠償も取れておりますけれども、すでに既得権的に或る事業がこれを使つて立派に動かしておるものから、これはちよつと現状を打破するには不公平があらう。それから一時使用認可申請中のもの、これは一応こういうふうに出ておりますけれども、これは全部それでは白紙に返してしまふかという問題になります。なか／＼今までの経過、ほかの一時使用認可したものとの約合いなども考えまして、無下に断わり切れぬやうもあるかも知れません。そういうものはあとから留保しなければならぬかも知れない。この措置として、そういうひつつかかりのあるものと考えられるのはどういふアイテムがあるかという意味で載せたのであります。認可申請中であるから交換に交らないといふことではないので、これは個別的に審査して止むを得ないものを除きまして交換対象物能と、こういうふうにご了解願ひて結構だと思ひます。

○栗山良夫君 今局長が一時使用といふ趣旨は現実にそういう言葉は適用すべき対象がないのだといふことをおつしやつたので、それは私は了解します。そこで拂下であるか或いは交換であるかは別として、一応形式的には白紙に返つて処分をせられるべきものではないか。例へば同じ十台行きがかりがありまして、考え方としては白紙に返つて処分をせられる、こういう建前が私は正しいのじやないかと思ひます。そこで問題は局長が先ほど勝手に処分しないやうにという通達を出してあるとおつしやつたのですけれども、

実は財務局のほうでは早く拂下を促進するために入れ替へをしておられる向きがあるやうに私も聞いておりますが、そういう点もやはりさうな抑制するやうな措置をせられておるのかどうか、これを併せて伺ひたい。

○政府委員(内田常雄君) 私から補足いたします。一時使用認可申請中のものは今説明員から申しましたやうに、従来いろいろ経緯があるから全面的に白紙にもどし得ないという趣旨は、これは御承知のやうに従来賠償指定中に一時使用の申請をするためには、相當むづかしい書類を申請者に要求いたしておりました。かなり複雑な書類を出させております。のみならず一時使用を申請させるためには大蔵省による申請のほか、通産省通産局を経て通産省の推薦とか、通産省との打合せとかいふものもありまして、業者に相當負担をかけておる面もあると思ひます。これは実態行政の面をいたしまして、或いは制度の面をいたしまして、今後はそれは賠償指定がなくなつたら今までの一時使用申請が全部無効だからすぐ

に何かするといふことは……、尤も申請者の中には、今まではただたつたから申請したのだ、若干の使用料を拂へば済むのだから申請したが、今度は拂下ならまつばらですといふことで、趣旨が違つたといふことでお逃げになるかたもあるかも知れませんが、一時使用といふ字が拂下という字に書き交りまふといふと、これはやはり相當根本的に考慮してやるのが政治であり行政であると考えております。それからこれは正直に申し上げます、本當に正直に申し上げますからお叱りをこうむりたくないと思ひますが、機械の交換推進といふことについては、大蔵省でひとり頑張つておるのには私一人だけですか。あの事務官諸君はこれはできるものじやない、これは非常に複雑怪奇になつて事務処理上困るから、すぐ政策が変るから局長、事務的に非常に混亂して困るから、余り無理な政策を進めんでくれんかといふ話があるものであります。これは事実各財務局等におきましても、なか／＼それは困難だから、やつてやるものはそれをするけれども、すでに売つてくれと言つて殺到している者や申請を前からしてしている者は、成るべくもう交換から外して拂下をすくすくしてくれんかといふことを言う者がありますけれども、私は頑固に頭張つて、これはまあ自分の経歴の手柄話をするやうになるのであります。私は経済安定本部に相當長い期間おりました、まあいざ今日通産・大蔵連合委員会の専門的な立場の仕事をしておりましたために、国有財産処分というのには單に財政経済の見地からそののみを旨として処理すべきでない、又国の産業という面を取入れてや

らなければならぬという考えが抜け切れませんでした。一つおれがいうのは辛抱しておれのかえした通りにやつてくれんか、大蔵大臣も賛成なんだからということ、私がいうのは一時使用処分を差して、この法律が通つて交換等を早く進めることができる日をまあ期待しているわけです。

○栗山長夫君 局長のお立場よくわかりました。で、この問題は、この中小企業のいわゆる企業設備合理化を行われればいいわけなんです。従つて今のお考えが組織の末端のほうまでは非徹底するような配慮も願いたいと思ひます。これは地方の財務局のほうの考え方は必ずしもそういう工合になつていないようなところがあるように思ひます。その点は特に強く要望しておきます。

それから(G)項の所管換えというのはこれはどういう意味でございませうか。○説明員(木村三男君) 具体的な例を申し上げます、例えば印刷方面で印刷機械、或いは印刷機械を修理するような工作機械が欲しいというので私どものほうに申出ておるやつがあるわけなんです。これは大蔵省の中です。所管換えとはなんのことでございませうか、所管換えといふことと、そのほうに廻すことも考えられる。文部省関係であります。東大とか名古屋大学のほうから試験用の機械を欲しい、同じ国であります。所管が大蔵省と文部省であります。そのほうに或る程度希望を入れてやらなければならぬといふようなことで、国の内部関係で各省で目を着けておると申しますか、欲しいと言つて来ているようなやつをここに載せたわけでございます。

○栗山長夫君 大体意味はわかりました。その場合です、例えば工科大の学等で被災に会つたために、実験用の諸機械を失つて非常に勉強上困つておる所があるのです。そういうような工科大の学等の実験用の機械への転用ですね、所管換え、そういうものはやはり入つておりますか。

○説明員(木村三男君) 学校関係ではすでに大蔵省のほうと話がつきまして、賠償指定の機械ではあるけれども、学校で以て使いたいというので、すでに一時使用をしておるものもございします。それは(B)項のほうに入つております。それから今後そういうものが欲しいといふようなもの、わかつておるものはこの(G)項のほうの所管換えその他といふところに今度出て来たわけでありませう。

○栗山長夫君 今のような趣旨を全国の職災を受けた大学等は大体文部省を通じて知つておるんでしようか。その点が問題だと思ひます。

○説明員(木村三男君) 承知しております。

○栗山長夫君 全部知つておるのですか。

○説明員(木村三男君) ええ。

○栗山長夫君 このトータル数字の財務局別の分布といふものは大体わかつておりますか。

○説明員(木村三男君) わかつておりました。本日お届けするはずでありましたが、決済の関係でちよつと遅れました。その点から……局別にトータルを申し上げます。関東財務局現在が九万六千五百二十五台、それから近畿財務局三万三千七百七十台、北海道千六百九

十六台、東北七千四百七十四台、東海三万四千七百七十四台、北陸二千四百四十台、中国四千四百五十二台、四国八十九台、北九州二万二千三百三十二台、南九州一万四千四百六十五台、合計して二十五万二千五百一十台であります。分類別につきましては、大体同じような傾向を辿つておりますが、資料といたしまして後刻御提出したいと思ひますので、御了承願ひます。

○栗山長夫君 それではその資料を後刻でよろしくごさいませうから、一つ頂きたいと思ひます。

更にこの前も私ちよつと御質問をしたことがありますが、この実際の運用に当りましては、交換の申請書に添付するいわゆる知事の証明書を必要とする事になつております。従つてこの知事の証明書がなければ財務局といふものは交換に應じられない、こういう体制で行かれますことになりませうか。

○説明員(木村三男君) 政令のほうには府県知事の証明を付けて来いという書いてあります。そうしてあとは大蔵省、通産省の両省で以て、大蔵省のほうでは財務局系統に対し、それから通産省のほうでは通産局及び府県の方面に対して、内部的な訓令、通達を出しまして、今のような趣旨をはつきりさせたいということに通産省と話がついております。

○栗山長夫君 その場合に府県知事が証明書を発行するときに、空発行されれば困るわけですが、現物と同じ引合がなければ困るわけですが、その場合に現物との引合はどういうことになるわけですか。いわゆる現物は各県の割当の枠と申しますか、そういうものかどうか。どういふうにして処理されるのか。

○説明員(木村三男君) 私どものほうのすることとしましては、先ず府県別の機械別の台数を弾きまして、これが供給し得る分量である、それから今度は府県別のほうでは希望者から調査をとりまして、そして希望する台数、種類別といふものの調査を作ります。そこで府県別にこれを見てみますと、或る所では非常に交換希望の機械は多いけれども、交換してやる現物が少い。或いは逆な現象がでますから、それを又更に検討し直しまして調整を図つて行きます。そういうことにしまして、この府県に対してはいろいろ機械何台といふことの割当の枠を作りまして、その枠は府県別のほうでも参加して十分に知つておいて頂き、それを基にして府県別のほうで実際の希望の種類の台数を調整して、証明をつけて財務局のほうに出してもらうということにしたいと思つております。

○栗山長夫君 そういたしますと、各県別にしまして、県内の交換希望の相手方、或いはその機械の種類、そういうものの調査といふものはもう済んでおるわけですか。

○説明員(木村三男君) これは両者側から突きつめて行かなければならぬ問題であります。通産省系統と申しますか、通産省のほうでは府県を通じて必要な側を調査して頂きたい、我々のほうは、ここに申しましたのもその調査の一つのプロセス、段階におきまして出したわけでありませうから、更にこの作業を続けて行きますという、府県別の機械の種類、台数といふやつがだんだん詳細になつて来るわけでありませう。ですから私のほうだけ

や片付かないのでありまして、通産省のほうにお話ししまして、現物の需要者の欲しい機械の台数、それから種類といふものをつけて頂く、そこで出合つたところで実際の調整の枠ができる。こういうことになるわけでありませう。

○栗山長夫君 そういたしますと、この法律が成立いたしましたから、実際に交換の実務に移るまでの間は相当期間があらうと思ひますけれども、どれくらい予定されておりますか。

○説明員(木村三男君) 私どものほうとしましては、できるだけ早く作業を仕上げたいというので、とにかくこういう作業をどん／＼継続して参ります。問題は、その交換希望の側の需要調査といふものがどのくらいのスピードでできて来るかといふことに一つはかかるわけなのであります。そういうこととありますので、それまでは私どものほうはやらうと思つてもできませんから、できるだけ両者は協調いたしまして、希望があればどん／＼申出る。御希望があれば申受けるということをやつて参りますが、期間の点は今のような作業にかかつて参りますので、はつきりいたしません。私どものほうとしてはできるだけ速かに軌道に乗せたいと考えております。

○栗山長夫君 局長にお尋ねいたしたいのですが、実施というものはなかなか複雑で微妙だと思ひます。すね。というものは早い者勝ちになつてしまつたのでは困ると思ひます。これは県と県との間にもありませう、その早い者勝ちのいわゆる競争といふものが、或いは又その県内でも競争が相互の間に行われると思ひますね、今

の木村説明員のお話を伺つておると、そういうことのないように公平に、一応供給し得る機械の台数は財務局のほうで見、それから需要のほうは通産省系統で見て、それを合せて調整をしてやりたい、こういうお話でありますから、至極私は結構だと思つたのです。結構だと思ひますけれども、それもやはり程度問題でありまして、徹底的にやろうとすれば或いは一年先になるか二年先になるか知れない。それではやはり困りますので、適当なやはり時期を限つて実施に入るといふことにならうかと思ひます。従つてその期間の調整はどういう工合にお考えになりますか。

○政府委員(内田常雄君) これは今の木村第一課長の説明した通りであります。これは本当を申しますと、最後どれだけの台数がどういう方法でどういう工合にしつくりと交換の軌道に乗つて来るかということは、本当はやつてみないと私も自信ないのであります。が、先ほど来私の気持は栗山委員も御承知の通り、私としてはあらゆる方法を講じてこれを迅速に公正にやるのだ、これは一つ大蔵部内の職員も通産省の職員になつたつもりでやつてもらなければ困るということを固く申しておりますからして、その間いろいろ工夫はいいたします。又大蔵省も功名争いをいたさないで、むしろこの政策は通産省の政策として通産省の機関に十分やつてもらふのだ、こういうつもりで、私は口癖のようにこれは三省共通の政策のもりでやつてもらいたい、こういうことを言っておりますから、具体的な細かい最後のことまでは今のところ私は申し上げられませんが、やつ

てもいい。なお、又これは私が大
変自信のあるようなことを申すことにな
るのでありますけれども、これは或
る程度の歩止まりで我慢して行くより
しやうがない。これだけの政策を法律
に取込んだだけでも非常な進歩である
から、これが一〇〇％できる見通しが
ないとこの政策は無価値だ、という
ものではなしに、これが初めてのこ
とはあり、やり方も下手であつたりし
まして、八〇％の歩止まりであつたと
してもいいじやないか、最大の歩止
まりを狙つて行きたいというのが私の
本當の心持であります。なお栗山さん
の仰せられたことをやるために今お手
配に配つてあると思いますが、この施
行令案の中には私が落だ満足しない点
がありまして、昨日も大変叱つた点が
あります。それは何もかもさらけ出
すようでありますが、三枚目がこ
れは番号がついてありまして、交換
の際の申請書の中に書くべき事項し
いのですが、三枚目の表に五というの
があります。五と六です、五は中小企
業者が交換を希望する国の機械の表
示の仕方を書いており、六は自分の持
つての機械の表示の仕方を書いてある
のですが五と六が條文になつてゐるの
は大変よろしくない。これは大変細か
いことに入りますが、五のほうの如何
なる機械を希望するかということは、
この中で「交換を希望する固有の機
械又は器具の所在地」と書いてあり
ますが、「所在地」はこれは落せ、「種
類、型式、仕様、数量、」はいいが、
そのあとの「製造者及び製造者の製
造番号」というのは落せ、六のほう
の自分が、中小企業者が提供せんと
する機械については、その所在地な
り製造者の製造番号

号、というものはつきり載せる必要があるが、自分がどこにあるかという機械を提供するからそれにマツチする、こういう型式、こういう種類、こういう数量、こういう機械を欲しいと言われればいいので、この原案のようであると早い者勝ちになつて、あそこは俺が先約で番号まで控えて来たということを持ち出すようになるが、それは適当でない。これはこちらが通産省なり或いは通産局なり財務局が適当に配分する。その際にまだ参考としてあの工場にこういう機械があることを自分らは知つてゐるから、成るべくそれをくれということはいいが、これを要件事項とするということは栗山さんの御心配するようなことが起ると思いますので、私自身の持つております原稿にはそれが実は削つてありますから、さような点も注意しております。

○栗山長夫君　これは御専門の大蔵省と通産省でおやり願うわけでありまして、万々遺漏はないと思いますが、若しそこに若干の手落ち等がありますと、すべてのところに完全にこの法案が意圖したような工合に機械の交換が行われなかつたり、或いは又それに介在して又忌わしい風聞が飛んだり、そういうことが起きたんではこれは絶対にいけないと私は考えます。従つて通産省のほうとも、よく連絡をとりまして、こういうものの処分については、やはり適当な段階をつけて、一期、二期、三期という工合に処分せられるのも私は一つの方法じやないかと考えるわけですが、一つ局長の考え方が完全に実を結ぶような工合におやりを願いたいと、こう私は思います。大蔵省と通産省に希望を申上げておきま

すが、これはやはり現地におきまして、出先機關において一つ業者も大体わかつておるでしようから集められまして、是非とも説明会等を催して、そうして聞き漏しをした人、或いは、しまつたという人のないような万般の一つ手配をして頂く、そういう工合にお願いしておきます。すでにおやり願つておればよろしうございますが、それをお願い申し上げます。

それから今お話を伺つておるような形で参りますと、要するに企業合理化に對するこの機械の交換というものは、通産省の系統というところと言葉は悪うございますが、通産行政をやつておられる、いわゆる企業に直接結び付いて指導監督をやつておられる立場の人、或いはそれと常に密接な関係のある地方の公共団体の関係者、そういう人の意見というものが十分に反映されて、そうしてこの機械の交換が行われる、こういう工合に、この前木村さんが答弁されたと同じように、私も理解してよろしうございますか。この機会に局長に一遍伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(内田常雄君) 私栗山さんの御意見よくわかりましたのです。それは私が先ほど短い言葉ではありましたが、産主蔵従という言葉で申しましたのはその趣旨でございます。どうぞ御了承願ひます。

○栗山長夫君 それからこの評価の問題は、恐らく政令でも具体的なことを明記されることはまあ困まられておると思ひますが、実際に耐用年数等を規定する場合におきましても、国のほうは或る機械を例えば二十年と、こう見た場合ですね、十年の経過年数があれ

ば、恐らくその価格というものを帳簿価格から割出して適当な価格がすぐ出るだろうと思います。ところが業者のほうはそれと同じ恰好でやられまして、相当長年使った機械を仮に提供するということになりましたと、殆んど無価値に近い値段になってしまふだらうと思うのです。評価をされること。そうすると同じ種類の機械でありましても、業者の持つておる機械はスクラップに近い値段になる、国からもうのは相当高い評価になるということになつて、合理化をするために相当な対価を支拂わなければならんということにならうかと思ひますので、その点の調整というものは大体どういうふうにお考えになつておるのでしょうかね。

(C) 説明員(木村三男君) 中古の機械について評価する場合には、いろいろ方法があるわけですが、つまり元はこれだけの価値があつたけれども、これだけ経過年数が経つてからという場合には、この機械の耐用命数は幾らであるか、そうして今までに何年使つてゐるか、というような耐用年数、それからそれ大蔵省のほうでは、すでに前から税法などできちんとした標準がございますから、特別に国有財産のほうには有利になり、企業の場合は不利になるというふうな扱いは現実問題として起り得ないのであります。それから評価する場合に、やはり物指は一つでなければならぬ、国有財産はこういう尺度で測る、向うは別な尺度で測るといふようなことは、ちよつと事柄の性質上許せない、そこで結局機械的にやりました場合に、非常に中小企業者の持つてゐる機械で経過年数を経つてい

という場合も出て来るのであります。が、国有財産についても同様なことが言える。そういう場合に、仲裁的な意味におきまして、その性能などは又考えて見る。それから国有財産のほうでも欠品があるとか、非常に破損があるというものについては、又それから考え直して引くというような規定も入れておきまして、一本の條文ではちよつと無理なんではあります。そういう安全弁を設けておる次第であります。

○栗山長夫君 もう一点だけ。それから交換の機械の種類の範囲のことです。これはこの前も木村さんに少し私の意見を申し上げて御回答も頂いておるわけですが、大体何でもか、具体的に申しますと、ここに掲げられた程度の大分ぐらいいで交換が行われるものですか、もつと厳密になりますか。このところがなか／＼重要なところだと思ひます。

○説明員(木村三男君) これはもう前からいろいろ通産省のほうとも話しまして、どうしたら一番合理的に行くかどうかということを検討しておるのであります。おの／＼利害得失がありまして、非常に大雑把に分けて交換をしますと、例えば産業機械は産業機械、こういうふうに分けますと、いわゆる産業機械も紡績機械も同じ分類の中に入つておるということがありまして、不合理である、そうしますと、この下の分類があるわけでありまして、例えば工作機械につきましては、旋盤、ボール盤、中グリ盤という分類が国有財産法上あるわけですが、それで行くのを建前としなければならぬらうというところまでは話が付いたのであります。ところが問題は、工作機

械の場合、ほかの機械は大体私が申し上げましたように、印刷機械と紡績機械は産業機械だから構わないのだというのはいさすいさう、工作機械のほうになりますと、旋盤、ボール盤、中グリ盤、フライス盤、それを一々細かく言うのも却つて事を乱す原因になる。そこで例外規定は設けてありますが、工作機械につきましては、できるだけ広汎に、細分の中の流用と申しますか、これを十分やつて行きたいというように考えております。

○栗山長夫君 大体私その御趣旨で了承いたしました。恐らく対象になるのは五万台の中で、工作機械が一万五千台であります。そのほか一万台以上のものが雑機械、これはどういふものかわかりませんが、雑機械、それから電気機械が一万一千、これも恐らくモーターだろ／＼と思ひます。それから、簡単に申さるう、工作機械のほうを今木村さんの言われたように余り狭い枠にしない、で、極めておいて頂きたい。やはり工場合理化をやります場合は工作機械が中心になります。その場合、工場には固定の生産力、或いは製造方法の変更等がありまして、やはり工作機械が余り狭い枠での交換だと意味をなさないのであると思ひます。それから、そういう工合に一つお願いをいたしたい、こう思ひます。

○政府委員(内田常雄君) ちよつとこの機会に委員長並びに木村専門員にお願いしておきたいのですが、ただこれはさつきも申しましたように、私どもとしては自慢の、人の喜ぶ法案だと思ひます。併しこれがなか／＼きまらなために、産業者のみならず地方公共団体等も現行の方法で買えば相当高く

買わなければならぬのに、この法律が通れば相当安く買える。併しこの法律が通らないために立ちすくんでおる状態でありまして、そこに持つて来て欲が出ると申しますか、衆議院におきまして、もつと甘い條項を挿入してもらいたいという話が出ております。これは大蔵省として後に述べる原則で、ぎりぎりの限界でこういう特別措置を行なつたのであります。そのぎり／＼の限界と申しますのは、今国が社会政策立法、教育政策立法等それ／＼法律を作つてそれ／＼の施設を奨励保護したり、補助金を出しておる状態でありまして、追いつけしめるわけでありまして、そういう趣旨で第二條、第三條にわざ／＼

い／＼の法律まで挙げておるわけでありまして、これも入れてくれ、あれも入れてくれと言ひ出されては切りのないものであります。例えば地方公共団体の庁舎もやつてくれ、研究施設もやつてくれと羅列して出るのであります。今申し上げましたようなことで、他の法律ですべて奨励保護しておるその限りにおいて国有財産の処分を追いつけしめるという限界に止め、財政法との辻褄を合せて、かなり私も大蔵省におきまして論争を重ねて辛うじて原案を作つて出したのであります。一つこの趣旨でこの法案を御審議下さいまして、速かに御賛成下さいませう、特に私からお願ひ申し上げます。

○栗山長夫君 それでは、私連合委員会に参りまして、委員長にもいろいろ御無理を申し上げましたが、十分に意を盡したと思ひますので、これで結構かと思ひます。ただこの機会に総括的に私重ねてお願いを申し上げておきたいの

であります。今頂いた表でもまだ交換対象になる(H)の数字のほかに、前のB以下で以て若干抽出し得るものがあるならば、一つこの際是非とも中小企業の合理化のために一台でも、ワンセットでも一つ抽出をして頂いて交換の対象に挙げたいというものであります。それから第二点は、時間がありませんから極く簡単に申し上げますが、飽くまでも一つ公平にやつて、そしてこのことによつて、私は将来これは大蔵省の系統でも通産省の系統でも地方公共団体でも勿論あります。世論の指針を受けることの絶対ないやうに一つ嚴重なる体制をとつて頂きたいというものであります。これは特に私は決算委員会におきまして、過去数年來のこういうやうな国が現物処分しますと、現物に關係しますときにはどうもその傾向が多いように心配をいたしましたので、特別にお願いを申し上げておきたいと思ひます。それから第三点は、これは十分御意見伺つたわけでありまして、から、蛇足になるわけでありまして、地方の第一線における中小企業の診断等を通じまして、企業の合理化に専念しておられるところの通産省の出先機関、或いは地方公共団体の産業指導係官等の意見を一つ十分に尊重せられまして、そして隔意のない意見の調整の上に行行を願ひたいというものであります。それから第四点は、これはもう申し上げるまでもありませんが、評価の価格はなるべく一つ安く、国の許す範囲内において安く処分をしてもらうというものであります。それだけお願いをしておきます。

○委員長(平沼彌太郎君) それではお諮りいたしますが、本案については大

体質疑は終了したやうであります。が、連合委員会はこれを以て閉じることにより御異議ございませんか。
(異議なしと叫ぶ者あり)
○委員長(平沼彌太郎君) それでは本日委員会はこれを以て散会いたします。
午後零時四十六分散会

昭和二十七年七月二十六日印刷

昭和二十七年七月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁